

**EU競争法：  
最近の動向と今後の展望  
(カルテル事件を中心に)**

**EU競争法セミナー**

～日本企業が知っておくべきEU競争法の最新動向2017～

於：欧州連合日本政府代表部 (ブリュッセル)

2017年3月3日(金)

バンバール・アンド・ベリス法律事務所

亀岡 悦子

(米国NY州弁護士会会員・ベルギー弁護士会準会員)

**VAN BAEL & BELLIS**

この資料はセミナーでの講演をご理解いただくための一般情報で、この中に記載されている情報は法的助言ではありません。具体的案件については、弁護士にご相談ください。

*Copyright © Etsuko Kameoka 2017 All rights reserved.*

## 概要

### A. 欧州委員会の最近のカルテル事例

- 1) カーバッテリーリサイクルカルテル
- 2) 充電式バッテリーカルテル
- 3) トラックカルテル
- 4) スチール研磨剤カルテル

### B. その他のカルテル規制に関する最近の状況

- 1) 保険業界についての適用免除規則
- 2) 北海えびカルテル一般裁判所上訴判決

**概要**

**C. アンチトラスト違反に基づく損害賠償についての指令 2014/104/EU**

- 1) 指令 2014/104/EU の概要
- 2) 指令の国内法化の現状

**D. EU加盟国におけるカルテル規制**

- 1) 加盟国におけるカルテル事件
- 2) 加盟国におけるカルテル規制の動向

## VAN BAEL & BELLIS

### カーバッテリーリサイクルカルテル（2017年2月）

#### ➤ カルテルの概要

■ 関連企業：Campine (ベルギー)、Eco-Bat Tech (英国)、Johnson Controls (米国)、Recylex (フランス) の4社。

■ 違法行為：

→ ベルギー、フランス、ドイツ、オランダでの、スクラップとなる使用済みバッテリーの買取価格を下げることを目的とする価格設定カルテル。

→ 2社間コンタクト・会議、複数企業間の会議、電話連絡・電子メールによる情報交換。

■ 違法行為期間：

→ 2009年から2012年。

## カーバッテリーリサイクルカルテル

### ➤ 手続

↶ 2012年9月、立ち入り検査

↶ 2015年6月、異議告知書

↶ 2017年2月、6800万ユーロの制裁金

↶ 関与企業は、制裁金減免制度（レニエンシー）を利用。減免制度は、当局への秘密カルテルの通報、審査中の協力により制裁金の減免を認める制度で、現行制度は2006年の欧州委員会告示に基づく。

# VAN BAEL & BELLIS

## カーバッテリーリサイクルカルテル

➤ 制裁金： 総額 6800万ユーロ：

企業	制裁金減免告示による減額	制裁金 (€)
Johnson Controls	100%	0
Eco-Bat	50%	32 712 000
Recylex	30%	26 739 000
Campine	0%	8 158 000

ソース: 欧州委員会

➤ 事件の特徴:

- リサイクル目的のバッテリー購入者によるカルテルであり、よく見られるサプライヤーによるカルテルではないため、購入価格を低く抑えるための共謀。
- カーバッテリーのEUでのリサイクル率は、約99パーセント(年間5800万ユーロ)。
- 「循環経済パッケージ」などのEU環境政策との関連。

# VAN BAEL & BELLIS

## 充電式バッテリーカルテル (2016年12月)

### ➤ カルテルの概要

- 関与企業: Samsung SDI, Sony, Panasonic, Sanyoの4社。
- 関連製品: ポータブルデバイスに使用される充電式リチウムイオンバッテリー
- 違反行為: 主に以下の行為が、アジアで行われる。
  - バッテリー価格の値上げに一時的に合意
  - 商業的に重要な企業情報の交換
  - 製造業者による入札談合
- 違法行為継続期間: 2004年から2007年まで行われる。
- 手続: 制裁金減免制度と和解手続の併用。和解手続は、2008年の欧州委員会告示に基づき、欧州委員会の証明しようとするカルテルを認諾して、制裁金のレベル合意することにより、制裁金の10パーセントの減額が各和解企業に認められる制度。

## 充電式バッテリーカルテル

### ➤ 手続の流れ

- ↻ Samsung SDIによる制裁金減免申請
- ↻ 2012年6月1日 欧州委員会からの質問書
- ↻ 2012年8月17日 Sonyによる制裁金減免申請
- ↻ 2015年3月25日 Panasonicによる制裁金減免申請
- ↻ 2015年3月4日 和解手続の開始
- ↻ 2015年7月から2016年7月の間 欧州委員会と各企業間の和解会議
- ↻ 2016年9月28日、和解異議告知書
- ↻ 2016年12月16日、欧州委員会決定

## 充電式バッテリーカルテル

### ➤ 制裁金:

企業	制裁金減免申請に基づく減額	和解告示に基づく減額	制裁金 (€)
Samsung SDI	100%	10%	0
Sony	50%	10%	29 802 000
Panasonic	20%	10%	38 890 000
Sanyo	20%	10%	97 149 000

ソース: 欧州委員会

- この事件においても、「欧州委員会は、欧州外で行われた反競争行為でも審査する」ことを再確認（競争担当委員Vestager氏）。

# VAN BAEL & BELLIS

## トラックカルテル (2016年7月)

- 関与企業: MAN, Volvo/Renault, Daimler, Iveco, DAF, Scania
- 関与製品: 中型・大型トラック
- 関連市場と違法行為継続期間: 欧州経済領域において、1997年から2011年まで行われたカルテル。
- 違法行為:
  - 中型・大型トラックの「グロス・リスト」レベルに関する価格協調行為。
  - 排出技術導入のタイミングを遅らせる協調行為。
  - 排出技術のコストを顧客に転嫁することへの合意 (環境法規へのコンプライアンスを回避する目的はない)。
  - 会社上部の者による会議、電話連絡などによる連絡。
  - 2004年から電子メールによる商業的に重要な企業情報の交換。
  - 欧州委員会は、欧州における内陸トラック輸送の重要性を強調。

## トラックカルテル

- 制裁金は欧州委員会の制裁金設定ガイドラインなどに基づいて算定される。ガイドラインは、基礎額の設定、増額・減額事由などを含む制裁金算定方法を詳細に説明する。
  - 違反行為期間と、カバーされた市場の規模が主な理由となり、本件では記録的な制裁金額（すべての企業に課された総額）。
  - 1企業に課せられた制裁金としても、過去最高額 (Daimler: 10億800万ユーロ。DAF: 7億5200万ユーロ)。

### ➤ 制裁金

	制裁金減免告示による減額	和解告示による減額	制裁金 (€)
MAN	100%	10%	0
Volvo/Renault	40%	10%	670 448 000
Daimler	30%	10%	1 008 766 000
Iveco	10%	10%	494 606 000
DAF		10%	752 679 000
Total			2 926 499 000

ソース: 欧州委員会

## トラックカルテル

### ➤ 手続

- 2011年1月、立ち入り検査
- 2014年11月、異議告知書
- 2016年7月19日、欧州委員会和解決定
- Scaniaを除いて和解手続の使用。Scaniaは通常手続を選択したので、手続がより煩雑。本件のように、和解手続と通常手続が並行する手続を「ハイブリッド手続」という。

## スチール研磨剤 カルテル（2016年5月）

### ➤ カルテルの概要

- 材料の価格変動に対処するため「スクラップ・サーチャージ」と呼ばれる共通の方式を使用。
- 2社間、多社間の競業企業間の市場での価格調整。
- 2014年、欧州委員会が和解手続により4社に対し総額3000万ユーロの制裁金を課す。

関与企業	制裁金減免告示による減額	和解告示による減額	制裁金(€)
Ervin (US-UK)	100%	10%	0
Winoa (France)		10%	27 565 000
Metalltechnik Schmidt (Germany)		10%	2 079 000
Eisenwerk Würth (Germany)		10%	1 063 000
Total			30 707 000

## スチール研磨剤カルテル

### 手続（本件は、「ハイブリッド手続」の案件）

- Pometonは和解手続を選択せず、通常手続に進む。
- 2016年5月、欧州委員会は、この企業に対して通常手続に基づく正式決定を出す（他の企業に対しては、2014年4月に和解手続決定を出しており、それから2年以上の時間の経過）。
- Pometonのカルテル行為参加は、2003年10月から2007年5月。
- 価格協調行為。
- 制裁金額は619万ユーロ（和解手続参加に対する10パーセントの減額は  
ない）

## 保険業についての一括適用免除規則

現行保険業についての一括適用免除規則 (Insurance Block Exemption Regulation EU No (EU) 267/2010)は、2016年12月に更新されないと発表された。

- 2017年3月31日に失効予定。今後は、水平的協定のついてのガイドラインなどによって、他の分野と同様に分析される（保険業に関する協力の取り決めの反競争性をケースバイケースで判断）。
- 現行保険業についての一括適用免除規則(IBER) の概略:
  - 最初に1992年に採択。その後、2003年と2010年に改正。
  - 一定の保険業者の競業者間の協力を、カルテルなどを規制するEU機能条約101条の適用から免除。例えば、統計上のデータの交換・集計や検討、共同保険、プールにおける共同（再）保険のリスクなど。

## 北海えびカルテル事件一般裁判所上訴判決 (2016年9月)

- 関与企業: 以下の北海えび取引業者 4 社。
- 制裁金:

	企業	制裁金 (€)*	制裁金減免告示による減額 (%)
1.	Klaas Puul	0	100%
2.	Heiploeg	27 082 000	0%
3.	Stührk	1 132 000	0%
4.	Kok Seafood	502 000	0%

ソース: 欧州委員会

- 違法行為: ベルギー、フランス、ドイツ、オランダで、価格設定、市場分割、販売量などの商業的に重要な企業情報の交換。
- 違法行為継続期間: 2000年から2009年まで、行われる。

## 北海えびカルテル事件一般裁判所上訴判決

### カルテルの概要:

- HeiploegとKok Seafoodの2社が、長期的なビジネス上の戦略的アライアンスを締結するが、価格設定の取り決めが含まれる。
- HeiploegとKok Seafood間で、報酬についての利益相反が問題となる。
- 2004年からKok Seafoodによる競業者との電話での会話録音が始まる。
- ビジネス交渉が進まないと、競業者に対し録音をオランダ競争当局に開示すると脅迫するようになる。
- 録音は、欧州委員会によって立入検査の際に押収され、2013年11月27日に出された欧州委員会決定の中で、違法行為を証明するための証拠として使用される。
- 2014年1月23日、Heiploegが欧州委員会決定に対し、不服申し立てをする(Case T-54/14)。

## 北海えびカルテル事件一般裁判所上訴判決

- **法的論点: 違法な方法で入手された証拠の使用**
  - 企業側の主張: 秘密会話録音は違法であり、EU機能条約101条違反の決定で使用することはできない。
    - 使用を許すことは欧州人権条約違反。
    - 加盟国法により違法な証拠収集とされていることがあり、特にオランダ競争法上、違法。
    - 会話録音から作成された記録書類は、信頼できる証拠ではない。
- **一般裁判所判決 (Case T-54/14)**
  - 録音と書類記録の内容の正確性については争いはない。
  - 立ち入り検査の違法性も主張されなかった。

## 北海えびカルテル事件一般裁判所上訴判決

- 個人により違法に収集された証拠は、以下の条件を満たす場合に使用可能。
  - 公正な裁判の権利、防御権が侵害されていない
  - その証拠が、違反行為を証明する唯一の証拠ではない。
  
- 一般裁判所は、本件では、以下の理由でこの条件が満たされていると判断。
  - Heiploeg は、手続中、すべての録音と記録にアクセスできた。
  - コメントする機会も与えられた。
  - 録音内容は、他の証拠と矛盾がない。

## 北海えびカルテル事件一般裁判所上訴判決

- 弁護士クライアント秘匿特権により、欧州委員会は本件の録音、記録などの証拠にアクセスできないとの主張
  - Kok Seafood は、録音とそれに基づく記録について秘匿特権を主張。
  - しかし、欧州委員会は秘匿特権に基づく保護を否定し、開示は違法ではないと主張。
    - Kok Seafoodは、秘匿特権を放棄したと欧州委員会は主張。
    - 放棄していなかったとしても、会話録音や記録・ノートは外部の弁護士からのアドバイスを得るために作成したのではなく、むしろKlaas PuulやHeiploegに圧力を与えるために作成されたので、秘匿特権の条件を満たさず。
      - EU競争法における弁護士クライアント秘匿特権の条件は厳格（EU加盟国での弁護士資格を有する外部弁護士とクライアントのコミュニケーションで、クライアントの防御権の保護を目的とする法的アドバイスが秘匿特権で保護される）。
  - 録音が、EU 競争法審査において秘匿特権の対象となるかという問題については、判決中、言及なし。

## 損害賠償指令の概略

- 2014年12月26日に施行。
- 目的: 域内市場の歪みのない競争
  - 手続・保護のレベルを加盟国間で統一
  - 競争法違反に基づく損害賠償請求の効果的な行使。
  - 競争当局間の協力。
  - 加盟国における損害賠償請求訴訟のコーディネーション。
- 「十分な補填」（指令第3条）の意味: 競争法違反がなかったかのように、積極損害、消極損害（実質的損害、逸失利益、利息などをカバー）を補填する。
- 一定の証拠開示を認める。

## 損害賠償指令の概略

- 欧州委員会決定と加盟国競争当局の決定の効力。
- 違法行為による損害を知り得たときから5年の時効。
- 当局の審査が開始すると時効は中断し、最終決定が出てから1年の時効。
- 免責を受けた場合を除いて、関与企業は違法行為の連帯責任を負う。
- オーバーチャージの損害転嫁
  - 違反者からの間接購入者も直接購入者と同様に損害賠償請求可。
  - 過剰な補填を回避。
  - 損害転嫁の抗弁。
- 間接購入者の損害を証明することは困難なので、カルテルによる損害を反証可能な推定とし、加盟国裁判所裁判官が算定の評価。

## 損害賠償指令のEU加盟国国内法化の現状

- EU加盟国は、この指令を2016年12月27日までに国内法化する義務。
- 9の加盟国のみ国内法化済み（デンマーク、フィンランド、ハンガリー、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、スロバキア、スウェーデン）。
- 他の加盟国も国内化の準備最終段階に入っている。
- ドイツの立法案
  - 2016年9月28日の指令国内法化のための政府案。
  - ドイツは、既に原告に有利な損害賠償制度が比較的整っており、現行制度から大きな変化はない。

## 損害賠償指令のEU加盟国国内法化の現状

### ➤ ドイツの法案の例

#### ■ 重要な点

- カルテルによる損害推定の法的根拠。
- 違法行為による損害を知り得たときから、5年の時効（以前は3年）。
- 競争当局による審査開始による時効中断は、違法行為を認める最終決定が出された時点から1年に延長（以前は6ヶ月。そのため、被害者にとっては、証拠を収集や請求の準備により時間をかけることができる）。
- 子会社に対する親会社の責任については、連邦経済省と法務省間で合意に達しなかったため、草案は触れていない。
- 指令より証拠開示の権利を広く認める。

## 加盟国での損害賠償の現状

- 一定の加盟国では、原告に有利な現行制度が既に存在。
  - ドイツ、英国、オランダなど、競争法に基づく損害賠償訴訟は、既にかなり前からみられる。
  - 被害者の損害賠償請求権を買い集めて行使したり、被害者に代わって和解交渉をする組織が複数存在する。例えば、前述のトラックカルテル事件については、被害者を対象とする手続を代行する団体'financialright'がトラック購入者に損害賠償請求を呼びかけている。
  - ベルギー憲法裁判所判決（2016年3月10日）  
違法行為を証明する最終的な行政決定が出される前に、競争法違法による契約に基づかない民事上の損害賠償請求が時効にかかることはない。
  - ドイツ最高裁所（2011年6月28日）  
間接購入者による損害請求権を認め、損害転嫁の抗弁を認める

## 加盟国での損害賠償の現状

### 4) オランダ最高裁判所判決（2016年7月）

■ 背景:

- 2007年の欧州委員会カルテル決定（ガス絶縁開閉装置カルテル）
- ABBはカルテルに関与したが、制裁金は減免申請をしたため免除された。
- 欧州委員会決定が出た後、TenneTはABBを相手取って損害賠償請求訴訟を提起。
- TenneTは、オーバーチャージによる損害を被ったと主張。
- しかし、ABB側は、TenneTはそのコストを顧客に転嫁していることを理由に損害を否定。
- 2013年のオランダ地方裁判所判決は損害転嫁の抗弁を認めず。約1400万ユーロの損害賠償を認める。

## 加盟国での損害賠償の現状

■ 背景（続き）：

- 上訴裁判所は、ABBの不服申し立てにより、損害転嫁の抗弁が有効であることを認め、TenneTの請求はオーバーチャージから転嫁分を引いたものに等しいと判断。
- TenneT が上告。

■ オランダ最高裁判所判決：

- 損害転嫁の抗弁はオランダ法上有効として、損害賠償請求における転嫁の抗弁をを支持。
- EUアンチトラスト損害賠償指令へ言及。
- 裁判所は、損害転嫁の抗弁を評価するに裁量を有する。

## 欧州委員会の損害転嫁についてのガイドライン立法状況

- ❑ 損害賠償指令の16条に基づき、欧州委員会は「損害転嫁ガイドライン」を採択予定。
- ❑ 2016年11月25日、欧州委員会は、損害賠償指令の下での損害転嫁について、加盟国裁判所や実務家用の報告書を発表。
- ❑ 315ページに及ぶ、大変詳細で包括的な報告書。
- ❑ 転嫁の経済的分析、損害の評価などについて研究。
- ❑ 判例、慣行、ルール、手続など法的分析。
- ❑ 補填される損害の範囲(費用の高騰、価格値上げ、販売量の減少など).

## 加盟国におけるカルテル事件

### 1) スペインのロジスティック市場におけるカルテル（2016年11月）

- 2) 2016年11月16日、スペイン競争当局はLoomisとProsegurというハイエンド・セキュリティー会社2社に4644万ユーロの制裁金。
  - 2008年から2015年まで行われた、ビジネス上の機密情報の交換、市場分割、価格設定を違法行為とするカルテル。
  - 別途に、企業の取締役2人に対しても制裁が科せられた。

### 2) スペインの自動車流通販売におけるディーラーカルテル（2016年9月）

- Nissan IberiaとNissanの独立したディーラー、マーケティングコンサルタント会社2社（ANT、Auditors Horwath）に対し、総額603万ユーロの制裁金（Nissan Iberiaに対しては、190万ユーロ）。
- 価格設定、ビジネス上の機密情報交換、新車に対するディスカウントや条件についての取り決め。
- マドリッドを中心に、2009年から2013年まで行われた。

## 加盟国におけるカルテル事件

### 3) スペインにおけるセメント、コンクリートカルテル（2016年9月）

- 23 のセメント・コンクリート会社
- 総額 2917万ユーロの制裁金
- 1999年から2014年までにコンクリート、セメント市場で行われた違反行為
  - コンクリートセクター: 1999年から2014年までのビジネス上の機密情報の交換、価格設定、スペインの異なる3つの地域での市場分割
  - セメントセクター: 2013年から2014年までの価格、ビジネス戦略、顧客、生産量などのビジネス上の機密情報の交換

## 加盟国におけるカルテル事件

### 4) ルーマニアにおける船舶・港湾管理企業カルテル（2016年9月）

- 2016年9月、ルーマニア競争当局が560万ユーロの制裁金を課す。
- 海運業者6社と港湾管理会社1社によるルーマニアの3つの港湾におけるサービス市場。
- 港湾管理会社との排他的な契約による競争の排除と競業の阻止。
- 港湾管理会社は支配的地位濫用としても制裁金を課される（市場へのアクセス阻害）。

### 5) スロバキアにおけるヘルスケア企業によるカルテル（2016年8月）

- 2016年8月、スロバキア競争当局は Chemkostav、PKB Invest、Pro-Tenderに250万ユーロの制裁金を課す。
- ヘルスケア施設の建設、ヘルスケア機器供給に関する入札談合。
- ChemkostavとPKBによる入札談合に、Pro-Tenderがコーディネーターとして協力。
- 制裁として、原則3年間の公共入札参加禁止。

## 加盟国におけるカルテル事件

### 6) ドイツにおけるビールカルテル（2016年4月）

- ドイツ連邦カルテル庁による決定。
- 9企業に9400万ユーロの制裁金。
- AB InBev と Reweは制裁金免除。
- 2006年、ビールの最低卸売り価格を設定する取り決めがAB InBevと卸売り業者間で結ばれる。情報交換と卸売り価格と値上げのタイミングについての協調。AB InBevが定められた最低卸売り価格を遵守するとキャッシュバックとディスカウントを認める（ハブ・アンド・スポークカルテル）。
- 9の企業は、和解手続によりそれぞれ10パーセントの制裁金減額。

## 加盟国におけるカルテル規制の動向

- 加盟国におけるカルテル審査は、活発に行われる傾向。
- 欧州数カ国より、むしろ1つの加盟国市場あるいはその一部に影響を及ぼすカルテルを対象。欧州委員会審査と類似した、あるいは関連した製品・サービスが対象になることもある。
- 今年1月31日、ベルギー競争当局が入札談合についてのガイドラインを発表。過去に刑法上の手続で処理されてきた入札談合について、これからは競争当局が積極的に審査を行う意図。

**VAN BAEL & BELLIS**

有難うございました。

**VAN BAEL & BELLIS**

Chaussée de la Hulpe 166 1170 Brussels Belgium

Tel. + 32(0)2.647.73.50 Fax. + 32(0)2.640.64.99

ekameoka@vbb.com [www.vbb.com](http://www.vbb.com)